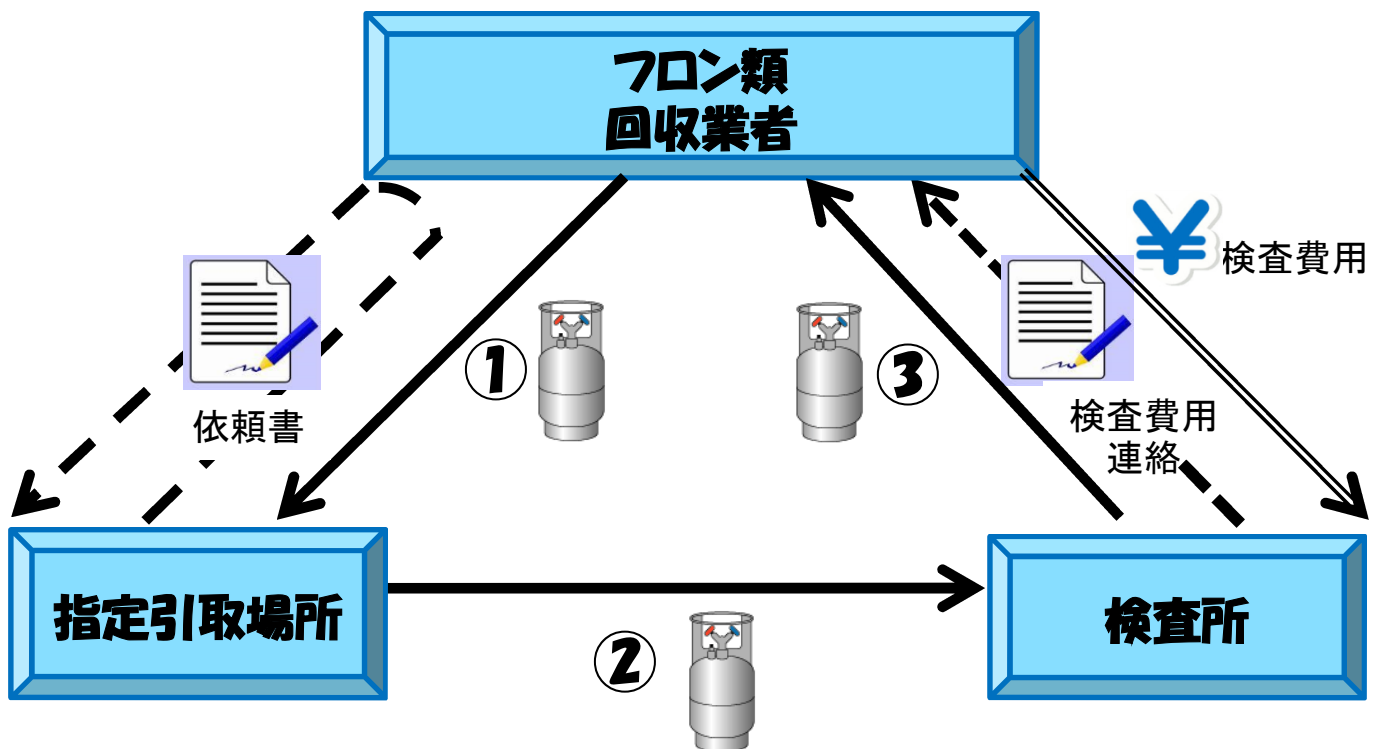


旭硝子(株)地区に  
ボンベを出されるフロン類回収業者の皆さまへ



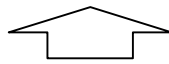
## 3月5日より検査期限切れボンベを 「指定引取場所→検査所」へ 送付するスキームを開始します

検査期限切れボンベ（高圧ガス保安法違反・引取基準未合致）については、本来、回収業者の皆さま自身において手配し検査を受ける義務がありますが、今回、皆さまからのご要望と再発を防止する観点から「指定引取場所→検査所」へ送付するスキームを開始します。



- ✓ 検査にかかる諸費用は、回収業者皆さまのご負担となります。
- ✓ 自ら手配して検査を受けられる場合は、通常通り返却します。

自動車再資源化協力機構（自再協）  
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org



平成30年 月 日

御中

旭硝子 株式会社  
一般社団法人 自動車再資源化協力機構

## 検査期限切れボンベの検査所送付について

今回、御社から送付いただきました

ボンベ No.

は検査期限切れの状態です。

本来、回収業者の皆さま自身において手配し検査を受ける義務がありますが、既にご案内の通り、再発防止のため検査所へ送付させて頂きたく、下記依頼書

①～⑦に必要事項記入の上、

**FAX受信翌日中に旭硝子様まで**ご返送願います。

※本紙返送までボンベの返却は保留とさせていただきます。

※自社で手配する場合は、検査実施確認を後日させていただく場合がございます。

## 依 頼 書

- ・検査諸費用は、フロン類回収業者皆さまのご負担となります。
- ・部品交換等が必要な場合は、別途部品交換費用が発生します。
- ・御社の都合により、検査を中止される場合も検査基本料金は発生します。
- ・検査に係る情報については自再協、指定引取場所、検査所で共有します。

① どちらかに✓してください

- 検査所への送付手配を依頼します  
 返却後に自社で手配します

② ボンベ返却先住所 〒 \_\_\_\_\_

③ 会社名 \_\_\_\_\_

④ 代表者又はご担当者名 \_\_\_\_\_

⑤ 電話（携帯）番号： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ (繋がる番号を記入願います)

⑥ FAX番号： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

⑦ 御見積書  必要  不要

自動車再資源化協力機構（自再協）  
TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org